

第23回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の会社の体制および方針
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

ゲンダイエージェンシー株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.gendai-a.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針について、内容の一部改訂を決議しており、その概要は次のとおりです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と捉え、コンプライアンス担当取締役(CCO)の監督の下、管理部においてコンプライアンスへの取組を横断的に統括する。
- (2) 各種法令、企業倫理の中で当社業務に関連し留意すべき事項を整理し、明文化したコンプライアンス・マニュアルに従い、取締役自らがこれを実践するとともに、従業員に周知徹底を図る。また、全従業員について、コンプライアンス研修を必須カリキュラムとする。
- (3) 各部門におけるコンプライアンスの遵守状況については、監査計画に従い、内部監査室が適宜モニタリングを実施し、代表取締役および監査役会に報告するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、文書管理規程等の当社社内規程およびそれに関するマニュアルに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行うこととし、取締役および監査役が、これらの情報・文書を常時閲覧しうる体制を確保するものとする。また、内部監査室による運用状況の検証を随時行い、必要に応じて各規程およびマニュアルの見直し等を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社が直面しうるリスクについては、与信管理規程、品質マニュアル等の既存のリスク管理に関する諸規程およびマニュアル、ならびに今後必要に応じて制定するその他のリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに従い管理するものとする。
- (2) 組織横断的なリスクの管理は管理部が行い、また各部門においてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づく部門毎のリスク管理体制を確立するとともに、特に重要な案件については、案件の性質等に応じ取締役会または執行役員による経営役員会で審議および決定を行う。また、管理部および各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合には、直ちに取締役会に報告するものとする。
- (3) 内部監査室は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その監査結果を代表取締役および監査役会に報告するものとする。
- (4) 取締役会は、リスク管理に関する諸規程およびマニュアルならびにその他のリスク管理体制について、新たなリスクの発生や内部監査の結果等に従い、随時見直しを実施し問題点の把握と改善に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、社外取締役を含む取締役会を毎月1回以上開催するものとし、迅速かつ的確な経営意思決定を行うとともに、頻繁なコミュニケーションにより業務執行の監督を一層効果的なものとする。また、取締役会の意思決定事項の効率的な実現を図るべく、経営役員会規程に基づき、執行役員により経営役員会を開催し、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行う。
- (2) 取締役会において中期経営計画を決定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく各年度予算の設定および月次業績の迅速な把握を通じ、効率的な経営を図るものとする。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社については、関係会社管理規程に則り、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営役員会または管理部が報告を受け、かつ、重要案件についてはその業務内容について当社と事前協議を行ったうえで子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するとともに、子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、また、その他子会社の業務の適正が確保されるよう適切に管理する。また、子会社と十分な情報交換のうえ、必要に応じ、子会社の内部統制に関する指導等を行う。
- (2) 子会社の業務の適正性を監査するために、内部監査室が子会社監査を適宜実施し、その結果について当社代表取締役および監査役に報告する。
- (3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社と子会社の取引については、当社の取締役会または経営役員会においてこれを決定し、また監査役に速やかに報告を行うものとする。
- (4) 当社は、子会社におけるリスク管理を目的として関係会社リスク管理基本指針を定めるものとし、子会社は、当該指針に則りリスク管理を行うとともに、その業務内容等を勘案の上必要に応じてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルの制定、ならびにそれらに基づくリスク管理体制の確立をするとともに、重要な案件については、当社または子会社の取締役会（取締役会非設置会社である子会社においては代表取締役）もしくは当社の経営役員会が審議および決定を行う。また、子会社の取締役または各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合には、直ちに当社または子会社の取締役会（取締役会非設置会社である子会社においては代表取締役）もしくは当社の経営役員会に報告するものとする。
- (5) 子会社の取締役会（取締役会非設置会社においては代表取締役）は、リスク管理に関する諸規程およびマニュアルならびにその他のリスク管理体制について、新たなリスクの発生や内部監査の結果等に従い、随時見直しを実施し問題点の把握と改善に努める。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として、必要に応じ、監査役会事務局として、内部監査室のスタッフがその任にあたるものとする。内部監査室のスタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、かかる命令に関しては、取締役からの指揮命令を受けない。また、内部監査室のスタッフの人事異動および人事考課については、監査役会の同意を必要とする。

⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役および従業員は、当社グループにおける重大な法令違反、定款違反および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役会に報告するものとする。
- (2) 当社グループの取締役および従業員は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (3) 前項の報告・情報提供の主なものは次のとおりとする。なお、監査役会または各監査役の要請如何にかかわらず、うちviについては内部監査室は上記にそれぞれ定めたところに従い、うちviiおよびviiiについては取締役および管理部は当該事実を発見したときは直ちに、またうちixについては取締役会は上記⑤の(3)に定めたところに従い、それぞれ監査役会に報告を行うものとする。
 - i 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ii 当社の子会社等の監査役および内部監査部門の活動状況
 - iii 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - iv 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - v 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録
 - vi 内部監査室による監査の結果
 - vii 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - viii 重大な定款・法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実
 - ix 当社と子会社等との間における取引の状況
- (4) 当社は、(1)および(2)に従い報告を行ったものに対して、かかる報告を行ったことにより不利益な扱いをすることを禁止する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営役員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
- (2) 代表取締役と監査役との間において、定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は、当社の内部統制システムに問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の支払い等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑨業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンスに関する研修を実施したほか、コンプライアンス・マニュアルを社内で縦覧に供し、またコンプライアンス遵守を従業員の人事考課の項目の1つとし、適時の面談等により意識の向上を図っております。
- (2) 情報の保存管理は、文書管理規程をはじめとした社内規程またはマニュアル等に従い、適切に保管および管理を行っており、また必要に応じて閲覧できるようにしております。
- (3) リスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づき、日常的なリスクについては管理部を中心としてその管理を行っており、また新たに発生し得るリスクについても従前に有効なコントロールおよび業務フローについて検討の上で管理を行っております。
- (4) リスク管理に対する子会社の共通認識を図ること等を目的に、関係会社リスク管理基本指針を定め、子会社におけるリスク管理の強化に努めております。
- (5) 内部監査室は、内部監査計画書に基づき、監査役および会計監査人と連携しながら、各事業所および子会社の内部監査を実施いたしました。
- (6) 定時取締役会は12回、臨時取締役会は2回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役がそのほとんどに出席し、また社外監査役が常時出席いたしました。また、経営役員会は31回開催され、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行いました。

- (7) 監査役は、監査役会を13回開催し情報交換を行い、取締役会等の重要な会議に出席し、また代表取締役、取締役、幹部社員、当社の子会社の取締役等と適宜意見交換を実施し、加えて稟議書等を常時閲覧すること等を通じて監査の実効性の向上を図っております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の更なる事業拡大を図るために必要な投資原資として内部留保を充実させつつも、同時にこれまでの経営活動の成果を株主の皆様にも明確な形で還元するため、業績に応じた配当を継続的に実施することにより中長期的な株主価値の最大化を図ることを基本方針としております。また、目標連結配当性向については、キャッシュ・フローの状況等を勘案し、当面50%を目安として考えております。さらに資本効率の向上を重視し、適切なタイミングにおいて自己株式の取得を実施してまいります。

当期の配当金につきましては、上記の基本方針を踏まえて、1株当たり13円といたします。なお、当中間配当（12円）と併せた1株当たり年間配当金は25円（連結配当性向74.6%）となります。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から）
（平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日 期 首 残 高	751	1,063	3,572	5,387
連結会計年度中の 変 動 額				
剰余金の配当			△376	△376
親会社株主に帰属 する当期純利益			504	504
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額（純額）				—
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	—	—	128	128
平成30年3月31日 期 末 残 高	751	1,063	3,700	5,515

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日 期 首 残 高	17	23	40	9	5,436
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当					△376
親会社株主に帰属 する当期純利益					504
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額（純額）	△27	△23	△50	95	45
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	△27	△23	△50	95	173
平成30年3月31日 期 末 残 高	△10	△0	△10	104	5,610

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

7社
㈱ランドサポート
㈱ジュリアジャパン
㈱ジールネット
㈱ユーアンドユー
㈱エンサインアド
㈱アーク
GDLH Pte.Ltd.

㈱エルイーディーは連結子会社㈱ジュリアジャパンの吸収合併により、またGendai Agency HK Ltd.及びGendai R1 Ltd.は、株式を売却したため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

1社
GD LEISURE GROUP TIMOR, Unipessoal, Lda.

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数

一社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数
- ・主要な会社等の名称

2社

GD LEISURE GROUP TIMOR, Unipessoal, Lda.
Maribago Language School Inc.

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社(GD LEISURE GROUP TIMOR, Unipessoal, Lda.)及び持分法を適用していない関連会社(Maribago Language School Inc.)は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社うち、GD LH Pte.Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当っては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～20年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	361百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金(定期預金)	6百万円
担保付債務	
買掛金	2百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 15,050,000株
- 剰余金の配当に関する事項
 (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年4月14日 取締役会	普通株式	195	13	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月13日 取締役会	普通株式	180	12	平成29年9月30日	平成29年12月4日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成30年4月13日 取締役会	普通株式	195	利益剰余金	13	平成30年3月31日	平成30年6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は投資適格格付けの債券及び取引先の私募債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である管理部において、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において適時に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

預金、投資有価証券及び貸付金の一部は外貨建であり、為替変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理部において四半期ごとに外貨建資産一覧表を作成し、為替変動による影響を継続的にモニタリングしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引を新たに執行する際には、個別契約ごとに取締役会による承認を得て実行されており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資資金及び長期運転資金に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものには、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（※） （百万円）	時価（※） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	3,955	3,955	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,670	1,670	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	465	465	—
(4) 支払手形及び買掛金	(908)	(908)	—
(5) 短期借入金	(200)	(200)	—
(6) 未払法人税等	(14)	(14)	—
(7) 長期借入金	(760)	(760)	—

(※)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額59百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められたため、表には記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社では、千葉県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時価
521百万円	571百万円

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 365円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円51銭 |

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から）
（平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成29年4月1日 期首残高	751	1,063	1,063	3,257	3,257
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△376	△376
当 期 純 利 益				581	581
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	205	205
平成30年3月31日 期末残高	751	1,063	1,063	3,463	3,463

	株主資本	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
平成29年4月1日 期首残高	5,072	17	17	5,089
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△376			△376
当 期 純 利 益	581			581
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	－	△27	△27	△27
当 期 変 動 額 合 計	205	△27	△27	177
平成30年3月31日 期末残高	5,277	△10	△10	5,267

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

建物及び構築物については主として定額法、その他は主として定率法を採用しております。

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～17年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4～15年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

該当事項はありません

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	263百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金(定期預金)	5百万円
担保付債務	
買掛金	2百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	23百万円
短期金銭債務	44百万円
長期金銭債権	30百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	543百万円
売上高	41百万円
仕入高	501百万円
営業取引以外の取引高	0百万円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3百万円
未払事業税	3百万円
一括償却資産	4百万円
投資有価証券	121百万円
資産除去債務	2百万円
受取配当金	26百万円
その他	11百万円
繰延税金資産の合計	172百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債の合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	172百万円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	350円01銭
2. 1株当たり当期純利益	38円63銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。